

お知らせ

知っておきたい市民活動の保険

みなさんが市民活動をされるととき、「万が一、誰かに誤ってケガをさせてしまったら…」、「もし人の物を壊してしまったら…」といった不安があるかと思います。そのような不安や金銭的な負担を和らげるため、周南市は今年度も市民活動賠償責任保険に加入しました。

その他、市民活動をする際に知っておくと役立つ保険には、市民総合賠償補償保険、ボランティア活動保険等があります。それぞれの特徴を知り、活動を行いましょう！

自分がケガをしたとき

・他人にケガをさせたとき
・他人のものを壊したとき

・他人にケガをさせたとき
・他人のものを壊したとき
・自分がケガをしたとき

| 保険名 | 市民総合賠償補償保険 | 市民活動賠償責任保険 | ボランティア活動保険 |
|------------|--|--|--|
| 問合先 連絡先 | 施設マネジメント課 0834-22-8281 | 地域づくり推進課 0834-22-8412 | 周南市社会福祉協議会 0834-22-8721 |
| 保険掛金 | 周南市が負担 | | 1人当たり 350円 (基本Aプラン) |
| 対象となる活動 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市が主催する行事等 (例：社会体育、社会教育、社会福祉等) ◆次の条件を全て満たす社会奉仕活動 (例：公共施設の清掃活動、防犯活動等) <ol style="list-style-type: none"> ①無報酬で行われること ②労力の提供がなされていること ③市に活動を承諾された団体の管理下 (要届出)、あるいは市の管理下で行われるものであること ④学校、幼稚園および保育園の管理下で行われる社会奉仕活動ではないこと ⑤参加人数や実施場所が確定しているものであること ⑥活動場所は、市が本来維持すべき施設等であること | <ul style="list-style-type: none"> ◆地域社会活動 (例：自治会活動、清掃活動、地域の行事、PTA 活動等) ◆青少年健全育成活動 (例：子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロール等) ◆社会福祉、社会奉仕活動 (例：社会福祉施設への訪問、手話通訳等) ◆社会教育活動 (例：スポーツ・レクリエーション活動、文化活動等) ◆市主催事業等の参加や手伝いなど | <ul style="list-style-type: none"> ◆国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動 <ol style="list-style-type: none"> ①グループの会則に則り、企画・立案された活動であること (グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要) ②社会福祉協議会に届け出た活動であること ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること |
| 補償内容 | 【傷害補償】 <ul style="list-style-type: none"> ◆死亡給付金 500万円 ◆後遺障害給付金 20～500万円 ◆入院補償給付金 1～15万円 (日数による) ◆通院補償給付金 5千円～6万円 (日数による) | 【賠償補償】 <ul style="list-style-type: none"> ◆身体賠償 1名あたり 限度額6,000万円 1事故あたり 限度額2億円 ◆財物賠償 1事故あたり 限度額100万円 ◆受託物賠償 1事故あたり 限度額100万円 ※ 自己負担額は全て1万円 | 【傷害補償】 <ul style="list-style-type: none"> ◆死亡保険金 1,320万円 ◆後遺障害保険金 限度額1,320万円 ◆入院保険金 日額6,500円 ◆手術保険金 入院中の手術 65,000円 外来の手術 32,500円 ◆通院保険金 日額4,000円 【賠償補償】 <ul style="list-style-type: none"> ◆対人・対物賠償 限度額5億円 |
| 事前手続き | <ul style="list-style-type: none"> ◆市が主催・共催する行事等⇒施設マネジメント課への届出は不要。ただし、行事の所管課による内容や参加者の把握は必要。 ◆社会奉仕活動⇒「社会奉仕活動届出書」を事前に提出し、市の承認が必要。 | 不 要 | 所定の「加入申込書」に必要事項を記入・捺印の上、保険掛金を添えて上記連絡先に提出・申込み。 |
| 事故後手続き | 早急に、上記連絡先に連絡 | 20日以内に事故報告 | 30日以内に事故報告 |

※保険の適用は、その事故内容に基づいて損害保険会社が決定します。(市や社会福祉協議会が保険適用の可否を決定するわけではありません。) 審査結果として制度が適用されない場合もあります。

【編集・発行】

【発行日：2018年5月0日】

周南市市民活動支援センター

〒745-0034 周南市御幸通2丁目28番2 周南市徳山駅前賑わい交流施設3F

TEL:(0834)32-2200 / FAX:(0834)32-2201 / Eメール:shientcent@city.shunan.lg.jp

HP:インターネットの検索ページから検索!

周南市市民活動支援センター [検索]

YUIは、
HPIにも
掲載してます!